

三輪中学校の部活動について

令和2年10月1日 改訂

1 部活動の位置付け

- 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との連携が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。(学習指導要領より)
- 生徒の生きる力を育成し、豊かな学校生活を実現させる教育活動の一環として運動部活を位置付け、スポーツに親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯の涵養等に資する運営・指導に徹することにより、生徒の個性や能力の伸長を図る。(平成28年6月「岐阜県中学校運動部活動指針」より)

2 部活動運営方針

○部活動の意義

三輪中学校の教育目標は、「志をもって誠実に生きる～気付き 挑み 創る～」である。部活動も、この目標を実現していく学校の教育活動の一環である。教育課程との関連を図った指導を行うことにより、以下のことをねらう。

- ①スポーツや芸術の楽しさを創造する喜びを味わい、生涯にわたって豊かな生活を自ら創り出す資質や能力を育てる。
- ②自主性、協調性を重視し、達成感を味わわせ、学習意欲の向上、責任感、連帯感などの育成を目指す。
- ③互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて学級内とは異なるよりよい人間関係構築の能力を養う。

○生徒の自主性、自発的な活動を促す指導

部活動は、個々の生徒が興味・関心や適性等に基づき、中学校3年間を通して継続的に取り組もうとする部活動を自らの意志で決定し、個性や能力の伸長を図るものである。

3 部活動の運営

◆部活動運営において基盤とすること

- ・成長期にある生徒のスポーツ障害や事故の防止に万全を期す。
- ・バランスのとれた心身の成長を促し、大会等で勝つことのみを重視した過重な練習や不公平・不適切な扱いを根絶する。
- ・部活動保護者会(各部の保護者代表、みわスポーツクラブ〔以下「みわSC」〕関係者及び社会人指導者等を含む)において、学校の指導方針、活動時間等について説明し、共通理解を図る。

◆部活動の実施

- ・部活動は学校の教育活動一環として計画的に実施し、休日や祝祭日においても活動を位置付けることができる。ただし、学校行事や家庭、地域の活動等との兼ね合いなどに配慮する。
- ・各部の保護者会、指導を委嘱している社会人指導者と十分な連携を図り、運営にあたる。
- ・部活動顧問は、部活動の計画を作成し、計画した日程、時間に沿って活動を行う。

◆部活動休養日の徹底及び活動時間について

- 通常の練習では、課題を明確にし、短時間で集中して練習し、効果をあげるよう工夫する。心身の発達のためには、十分な休養が必要であるという科学的認識をもつ。
- ・平日は原則として毎週月曜日を部活動を行わない日とする。

- ・休日に活動する場合は、土・日曜のいずれかを休養日とする。
- ・夏季休業中の「学校閉庁期間」については、全国大会等が迫っている部活動を除き、活動日を設けない。
- ・土曜日・日曜日等に活動する場合には、3時間程度で活動を終えるようにし、練習試合、合同練習等の場合にも、終日にわたらないようにする。
- ・年末年始の休業日には原則として活動日を設けない。
 ※「岐阜県中学校運動部活動指針(H28.6)」、「岐阜市中学校部活動指針(H30.4.1)、スポーツ庁中学校運動部活動指針案(H30.3)」による

◆外部指導者との連携

顧問が主体となって部活動を運営していくが、顧問が専門の指導技術を有しない場合もあるため、学校の部活動運営方針を十分理解していただいている社会人指導者に技術面での専門的な指導を委ねるなど、顧問と社会人指導者の役割分担を明確にし、連携・協働しながら指導にあたる。

◆指導者としての自覚

- ・指導にあたっては、生徒との信頼関係のもとに、練習の意義を十分生徒が理解した上で行わせるなど、生徒の主体性を重視して指導する。
- ・失敗に対して人間性も否定するような高圧的な態度をとったり、失敗に対して懲罰的な不要の課題を課したり、すべての部員にチャンスを与えない不公平さを生んだり、不必要に身体に接触したりするような指導は決してあってはならない。(体罰及びハラスメントの禁止)

4 三輪中学校の部活動(令和2年度)

軟式野球、サッカー、陸上競技、剣道、ソフトテニス男子・女子、バスケットボール男子・女子、バレーボール女子、卓球男子・女子、音楽、美術

※中体連大会出場等、必要に応じて臨時的にこれ以外の部活動を組織する場合がある。

※部員数の減少、学級数の減少(=教員の減少)に伴い、部活動の数等を見直すことがある。

※部員数がチームに必要な人数に達していない場合は、規定に基づき、生徒、保護者の希望により、双方の校長が合意した場合、他の中学校と合同のチームを形成することができる。

5 部活動終了時刻(平日)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
最終	17:30	17:45			17:30		17:00		16:30		17:00	17:30

※平日の部活動は原則として火～金曜日に実施。終了時刻は行事や日程変更等により変動する。

6 学校が臨時休業等を行った場合について

- ①警報、警戒レベル3以上、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、注意報(強風・大雨)が発表された場合
 - ・活動を行わない。なお、活動中に発表された場合は保護者へ引き渡しを行う等、顧問や社会人指導者は生徒を安全に帰宅させる。
- ②インフルエンザ等感染防止のための学級閉鎖等があった場合
 - ・学級閉鎖等対象の学年・学級の生徒は全員活動を行わない。なお、金曜日まで閉鎖だった場合は翌日の土曜日以降の部活動を行うかどうか校長が判断し、顧問に対して指示をする。

7 その他

- 学年を越えた身近な仲間との活動を通して社会性を養うことや、スポーツ・芸術を通して心身共に成長することを望む意味からも、生徒が部活動に加入することを推奨する。
- 小中連携の一環として、みわSCと協力して小6を対象に部活動体験会を開催したり、小中合同で練習したりする機会を適宜設ける。